

(案)

白山市教育大綱

(令和2年度～令和5年度)



～ふるさと白山市を愛し、誇りに思える人づくり～



令和2年2月
白山市

目 次

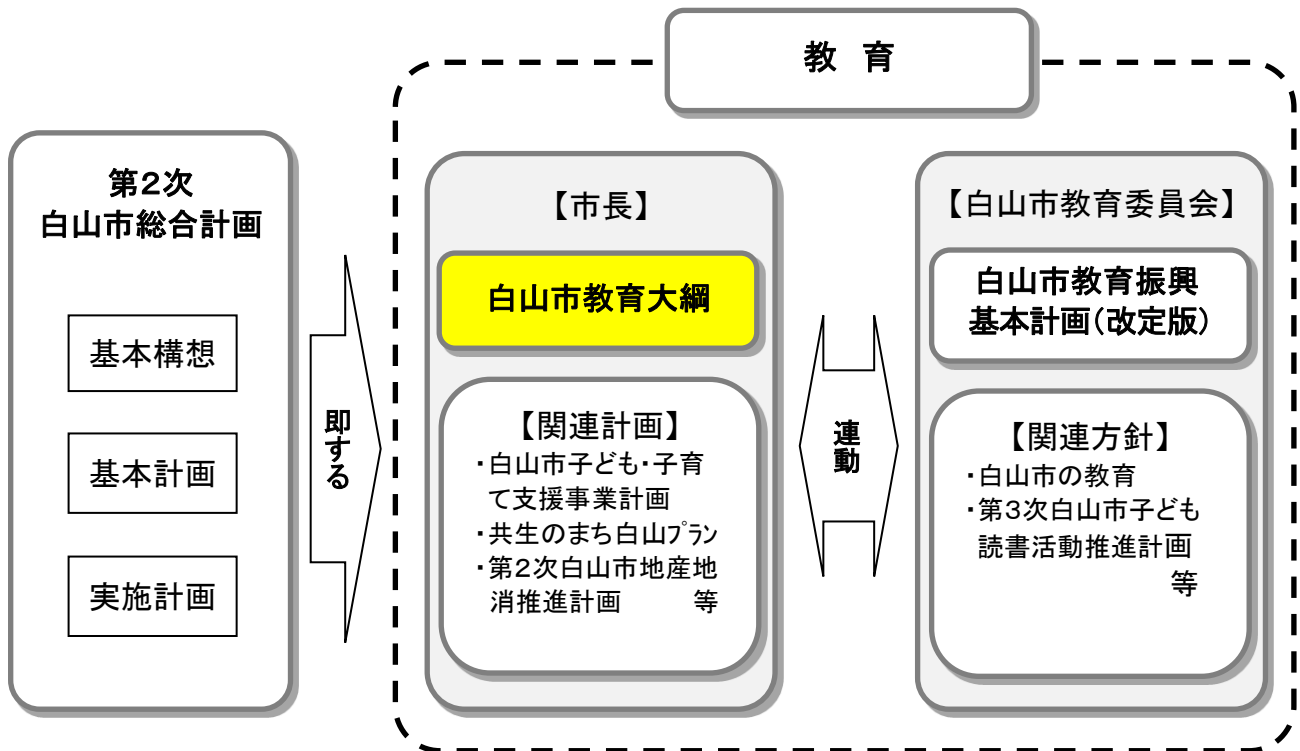
1 大綱策定の趣旨.....	1
2 大綱の位置づけと期間.....	1
3 基本理念・基本目標.....	2
4 教育施策の内容.....	2
資料編.....	4
1. 策定の経過.....	4
2. 関係法令.....	5

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、市長は地域の実情に応じ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられています。このことから、現在の白山市教育大綱が今年度末で期間の終期を迎えることから、次期の教育大綱を定めるものです。

2 大綱の位置付けと期間

【大綱の位置づけ】



【大綱の期間】

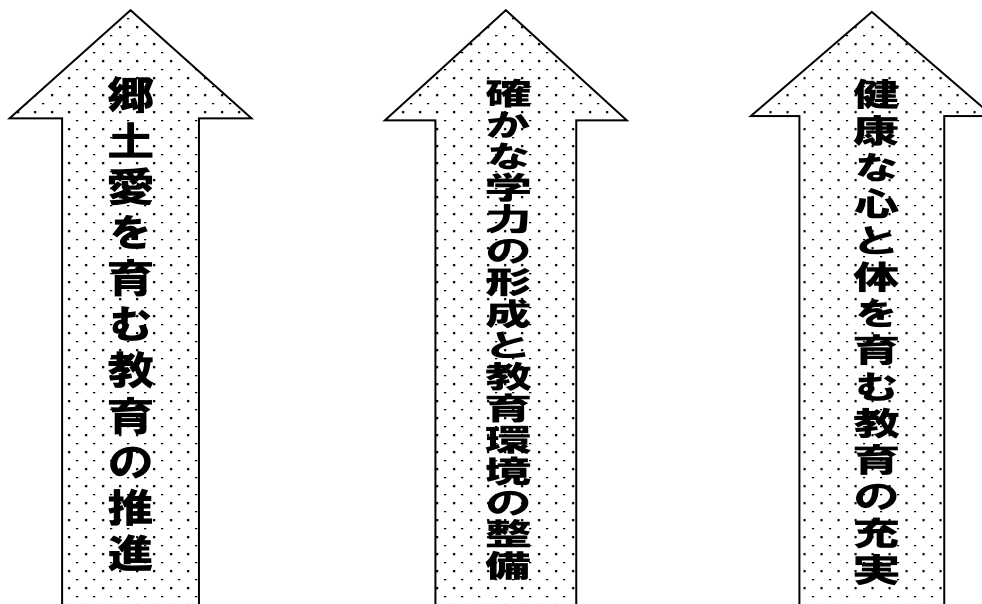
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
白山市教育大綱 (5か年)					白山市教育大綱(案) (4か年)				
白山市教育振興基本計画 (10か年)					白山市教育振興基本計画(改定版) (5か年)				

3 基本理念・基本目標

【基本理念】

ふるさと白山市を愛し、誇りに思える人づくり

【基本目標】



4 教育施策 ← 連動 ⇨ SDGsの理念に沿った取組の推進

【施策の方向性】 家庭・学校・地域・行政の力を結集し、
心豊かな人づくり・安全安心な学びの環境づくり

1 : 郷土愛を育む教育の推進

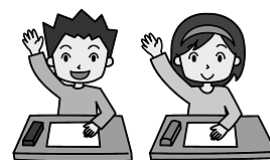
- ① 郷土の歴史や先人達の功績、地域性に富む伝統文化や産業を学ぶことを通して、ふるさとへの理解と愛着を深める教育を推進します。
- ② 白山手取川ジオパーク・白山ユネスコエコパークが持つ豊かな自然環境や地域資源の保全と利活用を推進し、自然と人間の共存による持続可能な社会づくりを推進します。

- ③ 国際化や高齢化に対応した学びの場を提供するとともに、公民館を中心に、地域住民が主体となった活動を通して笑顔あふれるまちづくりを推進します。
- ④ 学校、家庭、地域が連携・協働し、ふるさと白山市に誇りと愛着を持ち、地域社会に貢献できる人材を育てます。



2：確かな学力の形成と教育環境の整備

- ① 確かな学力の定着と豊かな心の育成を図るとともに、キャリア教育を通して、子どもたちの「生きる力」を育てます。
- ② 配慮を要する子どもたちへの支援や、いじめ・不登校など多様な問題に適切に対応するため、保護者、地域住民との連携を強化します。また、教職員の指導力と組織力の向上に取り組みます。
- ③ 外国語教育や情報教育の充実を図り、社会の変化に柔軟に対応できる力を育てます。
- ④ 幼児保育の充実を図るとともに、幼稚園・保育所(園)、認定こども園と小中学校の連携を推進し、一貫性のある教育の実践に取り組みます。
- ⑤ 子どもたちの命を守るため、危機管理体制の構築と防災教育、安全教育を充実するとともに、教育環境の整備を推進します。
- ⑥ 市立図書館や学校図書館の充実を図り、生涯にわたり、ふるさとで学び続けることができる環境づくりを推進します。



3：健康な心と体を育む教育の充実

- ① 自然体験活動、芸術活動、スポーツ活動やボランティア活動を通して、健やかな心身と感性豊かな人間力を育みます。
- ② 道徳教育の充実を図り、「思いやり」「命の尊さ」「感謝の心」「自然への畏敬の念」を育む、より良く生きるための教育を推進します。
- ③ 地産地消を推進し、安全で安心な学校給食の提供に努めます。また、食育の機会を通して、ふるさとの恵みに感謝する心を養います。
- ④ 子どもの権利を保障し、子どもたちが幸福に暮らせるまちづくりを目指します。
- ⑤ スポーツの楽しさや喜び、大切さを学ぶことを通して、スポーツへの理解と関心を深めるとともに、競技力の向上と人材育成に取り組みます。



資料編

1 策定の経過

大綱の改定については、総合教育会議において、本市教育振興基本計画(改定版)2019-2023と連動させ、SDGsの理念に沿った、白山市らしさのある揺るぎのない大綱を策定することといたしました。

策定の経過としては、事務局内に関係課の代表者で構成する「作業部会」を設け、素案を取りまとめ、総合教育会議の構成員である市長、教育長、教育委員において検討を重ね、会議にて意見集約、調整をし、策定いたしました。

年 月 日	事 項
令和元年 6月 4日	第1回白山市教育大綱策定作業部会 白山市教育大綱(素案)について
7月 2日	第2回白山市教育大綱策定作業部会 白山市教育大綱(素案)について
7月19日	第3回白山市教育大綱策定作業部会 白山市教育大綱(素案)について
7月31日	第1回白山市総合教育会議 「白山市教育大綱」作業部会(案)について
8月～11月	「白山市教育大綱」作業部会による修正
10月～11月	総合教育会議の構成員による修正
12月13日	市議会文教福祉常任委員会 「白山市教育大綱」(素案)について概要説明
12月20日	市議会全員協議会 「白山市教育大綱」(素案)について概要説明
令和2年 1月6日～20日	パブリックコメントの実施
2月12日	第2回白山市総合教育会議 「白山市教育大綱」を策定
3月12日	市議会文教福祉常任委員会 「白山市教育大綱」について報告
3月19日	市議会全員協議会 「白山市教育大綱」について報告

2 関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

白山市教育大綱



発行年月 令和2年2月

発行 白山市

編集 白山市総務部総務課

白山市教育委員会事務局教育総務課

〒924-8688

石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL 076-274-9570 (教育総務課)

FAX 076-274-1634 (教育総務課)

(④教育)



(⑰実施手段)

